

第26回委員会（2003.10.29開催）結果報告	2003.10.31 庶務発信
---------------------------	-----------------

開催日時：2003年10月29日（水） 10：00～13：00  
 場 所：京都市勧業館「みやこめっせ」 第1展示場  
 参加者数：委員34名、河川管理者22名、一般傍聴者384名

### 1 決定事項

- ・意見書の構成は、意見書1「基礎原案に対する意見書」と意見書2「計画策定における住民意見の反映に関する意見書」とする。意見書1は、「これまでの意見書第 部（河川整備の方針について）と第 部（河川整備の内容について）を統合したもの」と「第 部（部会意見）」の2部構成とする。意見書2はこれまでの意見書第 部が該当する。
- ・資料2-2-1「意見書第 部（案）031029版」は、「はじめに」と「おわりに」以外は大筋合意した。「はじめに」と「おわりに」の修正は委員長に一任する。
- ・資料2-3-1「意見書第 部（案）031029版」は、11/15までに委員から意見を募集した後修正を行い、12/9の委員会での確定を目指す。河川管理者からも11/15までに質問を提出頂く。
- ・資料2-4-1「意見書第 部（案）031029版」は意見書として確定した。
- ・計画策定後の流域委員会に関する検討について、資料3のとおり、検討メンバーが確定した。今後、2、3回検討会を開いて案を作成し、全委員に案を意見照会し、12/9委員会でも議論する。
- ・住民参加部会意見の中の、河川レンジャーと合意形成について、11/5までに全委員から意見を募集する。

### 2 審議の概要

#### 委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況報告」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

#### 淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

- ) 資料2-1「意見書の構成および作成の進め方」を用いて説明が行われた後、意見交換が行われ、意見書の構成が「1 決定事項」の通りに決定した。
- ) 資料2-2-1「意見書第 部（案）031029版」、資料2-3-1「意見書第 部（案）031029版」、資料2-4-1「意見書第 部（案）031029版」を用いて、各とりまとめ担当者より主な変更点について説明が行われた後、意見交換が行われ、「1 決定事項」のとおり決定した。主な意見は次の通り。

#### 第 部「河川整備の方針について（案）031029版」について

- ・「はじめに」と「おわりに」の記述が長すぎるという意見が寄せられているが、河川法改正の意味と淀川モデルの意義を伝えるために、あえて長くした。
- ・特に、この委員会の特徴として、委員自身が提言や意見書を執筆した点を強調して欲しい。
- ・「おわりに」では、一般の方から寄せられた意見について触れているが、一般の方の意見を委員会で十分に議論できたとは言えない。反省点も追加したほうがよいのでは。

#### 第 部「河川整備の内容について（案）031029版」について

- ・「5.4 漁業」の内容が薄い。環境・利用部会の意見案では、漁業についてより具体的な提案をしている。特に琵琶湖の漁業は壊滅的な状況にあるので、積極的な記述が必要。
- ・調査・検討中の各ダムについて、意見を書くべきかどうか、作業部会で議論した結果、委員

会としての考え方を示すことにした。本日はじめて示した内容もあるので、ご確認頂きたい。各ダムによって、結論部分のニュアンスが違っているように感じられる。どう考えるべきか。

「調査・検討中」とされている事業であっても、何らかの記述は必要。しかし、今のところは「こういうことを検討すべき」「このように検討すべき」等の指摘にとどめておき、今後の方向性を示唆するような記述については、調査・検討後の結論が出た際に行えばよいのではないか。

- ・「7.2 (4) 丹生ダム」では、丹生ダムで琵琶湖の水位低下を抑制するだけの容量が確保できるかどうかを検討する必要性と琵琶湖の水質に与える影響を検討する必要性についても指摘すべき。
- ・ダム建設を理由にして、必要な治水対策がなおざりになっているケースがある。こういった点について、もっと具体的に指摘しておくべきだ。

)資料 2-5「『淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書 第 部 部会意見』とりまとめ状況」を用いて状況が報告された。

#### 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 10 名から「意見書の第 部案では、ダムについて、従来よりも一步踏み込んだ記述になっている。このまま残しておいて頂きたい」「基礎原案では、その流域面積が上野盆地に流れ込む河川の流域の 1/10 しかない川上ダムが治水上有効だとしており合理的ではない。委員会は、川上ダムについてきちんと意見を出すべき」「建設中止が決まってはじめて代替案が実施される。ダムに関する調査・検討をいたずらに長期化せずに、早期のうちに結論を出して頂きたい」「20～30 年後に出てくる環境への影響を考慮して、ダムの調査・検討を進めて頂きたい」「現在、道路公団の検討委員会で、淀川の堤防にトンネルをあけて高速道路をつくる検討を行っている。従来は、河川管理者は、検討会の結論に自動的に許認可を与えてきたと思うが、今後は許認可権を厳正に使用していくべきだと意見すべき」「第 部案に記述されている余野川ダムの当初の建設理由に関する内容には誤りがあるのでは。再検討を」「第 部案の丹生ダムに関する記述は、委員会として議論されたものではなく、河川管理者をダム中止へと導く誘導的な内容となっているので、再考すべき。また、高時川等の非直轄区間についても意見を述べているが、委員会の権限を越えているのではないか」「大津放水路 2 期区間の整備を、長期的な事業としてではなく、短期的のものとして整備計画に位置付けるよう、意見書に明記してほしい」「河川管理者は自らが主催する会に住民等を呼ぶだけではなく、住民等が主催する集会にも積極的に出向いて意見を聴取するよう、第 部に追記すべき」「社会的合意について、第 部案には記述がない。記述しておく必要がある」等の意見があった。

このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

## 第7回 住民参加部会（2003.10.23開催）結果概要（暫定版）

03.11.10 庶務作成

開催日時：2003年10月23日（木） 9:30～13:00

場 所：大津商工会議所 大ホール

参加者数：委員13名 河川管理者11名 一般傍聴者88名

### 1 決定事項

- ・ 各委員は、26日中（遅くとも27日午前9時まで）に「計画策定における住民意見の反映について（031023案）」に対する意見を文書にて提出する。
- ・ 各委員は、11月5日（水）までに、「住民参加部会意見（031023案）」に対する意見を、文書にて提出する。
- ・ 住民参加部会の作業部会を、11月上旬に開催する。また、住民参加部会検討会を11月中旬（10日午後が有力）に開催する。作業部会、検討会ともに、場所・時間については後日調整する。

### 2 審議の概要

庶務より、資料1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

荻野委員より、資料2-2-1「計画策定における住民意見の反映について（031023案）」について説明がなされたあと、意見交換が行われた。主な意見は、「3 主な意見」を参照。

山村委員より、資料2-1-1「住民参加部会意見（031023案）」の全体について、川上委員より「社会的合意」の部分について説明が行われた。時間の都合により審議は割愛され、社会的合意に関する河川管理者との意見交換が行われた。残りの審議については、後日開催される検討会にて議論が行われることになった。主な意見は、「3 主な意見」を参照。

### 3 主な意見

- 「計画策定における住民意見の反映について（031023案）」に関する意見交換
  - ・ 「はじめに」のフロー図の左側に、従来の説明会・公聴会を「説明と説得」「妥協」と表現しているが、委員会が従来の方法をそのように評価しているという誤解を生む恐れがある。また右側のフローでは、住民意見の反映の手段が対話集会に限定されている。図を削除するか、従来の説明会や公聴会に加えて対話集会がある、という表現にすべきではないか。
- 右側の新しい住民意見の反映の仕組みの中の「対話と討論」は、双方向に行われるという表現に改めるべきである。さらに、「対話と討論」のプロセスでは、代替案の検討を盛り込むべきではないか。また、「合意形成」と書かれているが、対話集会によって社会的合意が得られるとは限らない。誤解されないように何らかのコメントを書く必要がある。

住民意見の反映のイメージをつかむためにもフロー図は必要であり、なんとか工夫

して図示してほしい。

- ・意見書では、対話集会のみが住民意見の反映である、という意味合いになっている。  
住民参加の様々な取組みについては、「住民参加部会意見」の中で包括的に述べている。「計画策定における住民意見の反映について」では、対話集会は、住民意見の反映の主要な部分を占めるが、情報の公開・共有化を図るためには、説明会や公聴会なども必要という筋書きになっている。
- ・「計画策定における住民意見の反映について」の全体構成について、「2. 住民意見の聴取・反映・公表等の手法について」と「3. 対話集会に付帯する住民と連携した調査等」は、対話集会について述べられているので、「5. 対話集会の基本的考え方と目的」と一緒にまとめた方がよいのではないか。
- ・住民意見の反映といっても、整備計画に文字として落としこめることと、河川管理者が心に受けとめはするが、文字として反映できないことがある。そういう目に見えない反映方法についても相手に伝えるようなことができないか。  
文章にてご提出いただきたい。(部会長)
- ・13ページの対話集会のイメージ図について、オブザーバーの席の1つは流域委員会の庶務として頂きたい。庶務には、流域委員会の資料を持参していただき、対話集会に協力してもらいたい。  
この図は、円卓会議への出席者を、ファシリテーター以外に説明者・住民代表・自治体等各種団体代表として完全に分けるのではなく、対話集会の出席者として平等に発言権を持つという分け方にするというように変更した。  
変更の趣旨としては、それでよいだろう。  
資料2-2-2「意見書 第 部 「計画策定における住民意見の反映について」(031017版)への委員からの意見」の13ページの対話集会イメージ図は、全体的にやわらかいタッチで描いてほしい。
- ・「3. 対話集会に付帯する住民と連携した調査等」の下から6行目に、「河川管理者と流域委員会は今後、ダム計画についての住民参加・対話集会～」とあるが、その後に出てくる「調査研究等」とは具体的に何を示すのか、説明してほしい。  
「調査研究等」とは、対話集会における合意形成の過程の中で、例えば資料やデータが必要になったり、現場での調査が必要になったりと、テーマによってはさらに掘り下げなければならない部分も出てくることを意味している。
- ・「3. 対話集会に付帯する住民と連携した調査等」の一番下の行に「～機関の設置が望まれる」とあるが、流域委員会とは別の新たな機関の提案と捉えてよいのか。  
ここは住民参加部会の意見とりまとめの際の「理念班」の文言を採用した。対話集会で合意されたことが整備計画に盛り込まれ、実際の現場においても忠実に実施されているかを検証・確認するための機関を想定している。  
対話集会は、住民合意及び社会的合意の形成を目的とするのではない。このことは「5.2 対話集会の目的」で明確に述べているが、「6.2 会議形式」では「～対話を通して、河川整備計画の合意形成を図るのであるから、～」と、矛盾したことが述べられているので修正すべきである。
- ・住民参加の提言(030516版)には、「(4)開催方法と留意事項について 2) ファシリ

テーターは、意見書および会議の円滑な運営確保を考慮して、円卓につく人を選ぶ」とあるが、今回の意見書の「7.3 対話集会の出席者選定と（人数、選定基準）選定者」では、「（対話集会への）出席者の選定は、河川管理者が流域委員会の助言を参考にし決定する」となっている。内容に変更があったのか、確認したい。（河川管理者）  
「7.3 対話集会の出席者選定と（人数、選定基準）選定者」での文言は間違いで、別冊提言（030516 版）の表現に書き換える。（部会長）

「住民参加部会意見（031023 案）」に関する意見交換  
山村委員より、資料 2-1-1「住民参加部会意見（031023 案）」の全体について、川上委員より「社会的合意」の部分について説明が行われ、社会的合意に関する部分について、河川管理者との意見交換が行われた。主な意見は、以下の通り。

- ・ 第 25 回委員会では、社会的合意を得ることと住民意見を聴いて反映させることが同じかどうかを質問した。“学識経験者や住民の意見を聴いて、それを反映させる。その後、地方自治体の長の意見を聴く。”この一連の手続きが社会的合意を得る一つ的手段だと考えている。さらに、住民参加には、整備計画策定時における住民参加と、整備計画を実践する際の住民参加がある。社会的合意を得ること、住民意見の反映、住民参加について、我々が持っているイメージに対する意見も含めて審議してほしい。（河川管理者）

住民意見の聴取・反映については、河川法第 9 条に計画策定過程として規定されているが、具体的方法が記載されていないので、対話集会を提案した。社会的合意については、河川法に規定されていないが、多くの方の合意を得るというプロセスは非常に重要である。そのプロセスをきちんと行うことがまさに社会的合意と言えるのではないかと。河川管理者にも、本日のとりまとめで理解していただけるのではないかと。

社会的合意については委員間でも認識の隔たりがある。河川管理者から委員に確認したいこと等があれば、後日、各委員および河川管理者の理解を深める会（検討会）を開くことも検討したい。（部会長）

時間の都合により残りの審議は割愛され、後日開催される検討会にて議論が行われることになった。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。